

議案第104号

芽室町個人番号の利用に関する条例中一部改正の件

芽室町個人番号の利用に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

芽室町個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p><u>(6) 利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>2 一略一</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>2 一略一</p>

芽室町個人番号の利用に関する条例の改正について

令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）第 1 条における改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）別表第 2 が削られ、別表第 1 が別表となることから、今回本条例改正により文言を整理するもの。

1 改正内容

次の用語の定義を追加するとともに、これに伴う文言の改正を行う。

(1) 第 2 条

ア 第 5 号

特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

イ 第 6 号

利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

(2) 第 3 条

ア 「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」 → 「特定個人番号利用事務」

イ 「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」 → 「利用特定個人情報」

ウ 「当該特定個人情報」 → 「当該利用特定個人情報」

2 定義（番号法第 19 条第 8 号）

今回の法改正において、番号法別表第 2 が削られるが、これに伴い情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供（いわゆる情報連携）を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」という用語で表記するように改正。

(1) 「特定個人番号利用事務」

改正後の番号法別表の当該各項に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。

(2) 「利用特定個人情報」

特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

なお、この改正は、改正法の附則では「公布の日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとされており、番号法を所管するデジタル庁によると、令和 6 年 5 月末頃の施行を予定しているとのこと。